

介護保険法 改正

平成18年4月から 要介護認定の 区分が変わります！



平成12年度から始まった介護保険制度が、今回見直され、平成18年度から改正されます。

全国の問題点として、要介護状態の軽度（要支援、要介護1）の方が年々増え続けており、軽度の方の要介護状態の改善にはつながっていない状況がありました。そのため、できる限り要介護状態にならないように、

また、要介護状態になってもそれ以上に悪化しないよう支援し、介護保険本来の理念である自立支援を促していくことが、見直しの一つに上げられています。

上記に伴い、要介護・要支援認定の区分が変更され、区分によって介護予防サービスが利用できることになりました。

これまでの要介護度区分

非該当

要支援

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

平成18年4月から

非該当

要支援1

要支援2

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

要支援1.2と認定された方は**介護予防サービス**（新予防給付）を利用できます。

要介護1～5と認定された方は**介護サービス**を利用できます。

これまで要介護1と認定された方、または、新たに要介護認定で要介護1相当の方を、日常の活動量などの状況から、状態の維持、改善の可能性を審査し、「要支援2」と「要介護1」に分けます。

要介護・要支援認定申請の時期と結果について

● 新規に申請する場合

平成18年3月31日までに申請した場合 → これまでの要介護認定結果になります。

平成18年4月1日以降に申請した場合 → 改正後の要介護認定結果になります。

● 更新申請をする場合

認定有効期間が平成18年2月28日までの方 → これまでの要介護認定結果になります。

認定有効期間が平成18年3月31日以降の方 → 改正後の要介護認定結果になります。

● 区分変更（変更申請）をする場合

平成18年3月31日までに申請した場合 → これまでの要介護認定結果になります。

平成18年4月1日以降に申請した場合 → 改正後の要介護認定結果になります。

【問い合わせ】介護福祉課 介護認定係 ☎65-0699 FAX 63-4085